

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長、佐倉市代表監査委員及び佐倉市教育委員会教育長より通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 平成31年 2月25日

措置結果告示日 平成31年 4月19日

佐倉市監査委員 山 口 勉

佐倉市監査委員 松 田 和 哲

佐倉市監査委員 川名部 実

平成30年度定期監査及び行政監査(第2回)

監査対象部署

[予備監査及び監査委員監査]

総務部（行政管理課、人事課、情報システム課）、資産管理経営室、監査委員事務局、
教育委員会（教育総務課、学務課、指導課、社会教育課、文化課、教育センター、和田公民館、
弥富公民館、根郷公民館、佐倉図書館、佐倉南図書館）

[書面審査]

税務部（市民税課、資産税課、収税課）、産業振興部（農政課、産業振興課、佐倉草ぶえの丘）、
土木部（土木管理課、道路維持課、道路建設課、治水課）、危機管理室、会計室、議会事務局、
農業委員会事務局、教育委員会（中央公民館、志津公民館、臼井公民館、志津図書館（分館含む）、
市民音楽ホール、美術館）

[実地検査]

教育委員会（佐倉東小学校、小竹小学校、青菅小学校、井野中学校、佐倉東中学校）

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
1 指摘事項 (1) 契約事務について ア 契約事務手続き不適（社会教育課） 佐倉市長期継続契約とする契約を定める条例では、長期継続契約を締結することができる契約は、その予定される契約総額が2,000万円未満のものに限るとされている。しかし、「平成30年度佐倉市社会教育施設機械警備業務委託」については、予定価格25,142,400円の契約を一般競争入札に付し長期継続契約で締結しており、条例違反である。 法令遵守を徹底し、厳格な再発防止策を講じられたい。 イ 随意契約締結の理由選択誤り（学務課） 随意契約締結の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが1件認められた。 事務処理要領等マニュアルの徹底及び組織内の内部統制機能を構築し、再発防止に努められたい。	1 指摘事項 (1) 契約事務について ア 契約事務手続き不適（社会教育課） 法令遵守を徹底し、厳格な再発防止策の検討を進めてまいります。 イ 随意契約締結の理由選択誤り（学務課） 契約事務処理について、チェック体制の強化を図り、佐倉市契約事務要綱及び随意契約に関する事務処理要領に則った契約事務を徹底し、再発防止に努めてまいります。

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
ウ 予定価格書の作成漏れ（文化課） 随意契約を行うに当たっては、佐倉市財務規則第143条各号のいずれかに該当する契約を除き、事前に予定価格書を作成すると規定されている。 しかし、「旧堀田邸駐車場賃貸借」及び「埋蔵文化財掘削等業務委託（0.15～0.4バックホウ・回送車）」の2件については、予定価格書がないまま随意契約が締結されていた。 今後は、佐倉市財務規則を遵守した適正な事務処理をされたい。 エ 予定価格書の封入及び封印漏れ（行政管理課） 予定価格書の作成については、佐倉市契約事務要綱第10条第3項及び第4項に該当するものを除き、佐倉市財務規則第130条により、封筒に入れて封印し、保管しなければならないと規定されている。 しかし、「佐倉市文書管理システム利用業務契約」については、予定価格書が封入されていなかった。 また、「例規検索システムデータベース作成業務委託」、「例規検索システムソフトウェア使用契約」及び「審査基準システムソフトウェア使用契約」の3件については、予定価格書の封筒に封印がなかった。 予定価格書の封入漏れ等による第三者への予定価格の漏洩等重大なリスクを抱えていることから、今後の再発防止に厳重に取り組まれたい。	ウ 予定価格書の作成漏れ（文化課） 契約事務処理について、点検・チェック機能の一層の強化を図り、佐倉市財務規則に則った適正な事務処理に努めてまいります。 エ 予定価格書の封入及び封印漏れ（行政管理課） チェック機能の強化を図るなど、佐倉市財務規則を遵守した適正な事務処理を徹底してまいります。
オ 予定価格の設定について（情報システム課、弥富公民館） （ア）情報システム課調達のシステムソフトウェア購入契約2件の入札に当たって、予定価格書を作成するため、設計金額の積算について複数の業者から見積書を徴しているが、1者入札を避けるべく見積金額のうち価格の高いものを参考としたため、予定価格が高額となったものがあった。 1者入札は、ややもすると高率落札につながりかねないことから避けるべきではあり、そのための予定価格の設定には困難が伴うのも事実であるが、これをもって予定価格を高めに設定する理由とはならない。 今後は、予算の有効活用を前提とした予定価格の設定に努められたい。	オ 予定価格の設定について （情報システム課） （ア）設計金額の積算にあたっては、複数事業者の参入に配慮しつつ、適正な予定価格の設定に努めてまいります。

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
(イ) 弥富公民館における「平成30年度夜間・休日等管理業務委託」の契約に当たって、随意契約の相手方から予定価格の設定に資する見積書を徴しているが、時間単価に一般管理費等間接経費が含まれているかの確認をすることなく、見積書時間単価に一般管理費を加算して予定価格を設定していた。その結果、同様の業務委託を締結する市内の他の公民館に比し予定価格が高額となっていた。幸い、契約額は市内6公民館とも同額の時間単価で締結されたため、実損は発生しなかったが、今後は予定価格の設定に当たっては慎重を期されたい。 カ 随意契約の理由不適（資産管理経営室） 「不動産鑑定評価業務委託」に当たって、佐倉市入札参加資格者名簿の登録業者であり、佐倉市内の不動産に精通していることを理由として1者と随意契約しているが、同様の要件に合致する者は複数存在する。入札の場合は、事前準備等で時間的制約があるものの、随意契約は極力避ける方向で入札を励行されたい。 (2) 固定資産台帳の整備について（資産管理経営室） 固定資産台帳の整備については、平成28年度定期監査において、固定資産の全体把握について指摘をしたところである。 しかし、本年度においても、台帳記載漏れの新たな固定資産が発見されている現状にある。 財務諸表になるべく正確な実態を反映させるべく、財政課をはじめ各部局と緊密に連携を取りながら、固定資産台帳整備により一層努力されたい。 (3) 高等学校等奨学金制度の見直しについて（教育総務課） 平成28年度定期監査で高等学校等奨学金交付要綱について、高等学校等在学中の補助金の支払いが後払いとなっており、制度の目的である経済的困窮者の負担軽減を図っていると言い難い現状にあることから、奨学金補助の制度趣旨を勘案し、有効な補助金制度となるよう同要綱の見直しをするよう指摘した。これに対し、担当課は奨学金制度に係る本来の制度趣旨が生かされるよう研究するとの措置を講じたにもかかわらず、その後の改善状況では利用者に配慮した制度運用を進めるとするも何ら改善策が講じられず、旧態依然と	(弥富公民館) (イ) 今後の予定価格の設定については、内容を精査し慎重に実施してまいります。 カ 随意契約の理由不適（資産管理経営室） 土地の買収や売払いに伴う「不動産鑑定評価業務委託」は、鑑定評価の条件や手法が、あらかじめ決まっているものではないため、個別の事情に応じて専門的知識のある不動産鑑定士の意見を聞く必要があります。 このような点を踏まえ、不動産鑑定評価の業務内容の性質等を今一度精査し、契約方法について検討を進めてまいります。 (2) 固定資産台帳の整備について（資産管理経営室） 固定資産台帳の整備において、土地及び建物については公有財産台帳の記載事項を基礎としていることから、所管する公有財産について異動があったときは速やかに資産管理経営室へ報告するよう各部局へ周知徹底してまいります。 また、工事執行状況や地理情報システムと公有財産台帳の突き合わせを行い、台帳記載漏れの解消に努めてまいります。 (3) 高等学校等奨学金制度の見直しについて（教育総務課） 高等学校等奨学金につきましては、交付対象者の在学実績を確認した上で、補助金を年2回に分け、10月と3月に支給しております。利用者を対象としたアンケートでは、現状の制度にとっても助かっているとの回答が多数を占め、本制度についての一定のご理解はいただけているものと判断しております。 ご指摘いただきました高等学校等奨学金交付要綱につきましては、現在の要綱の効力が平成32年3月31日までとなっていることも踏まえまして、制度の趣旨に沿ったものとなるよう関係課と協議

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
して交付要綱の見直しに至っていない。いたずらに利用者意見の把握に時間をかけることなく、速やかな改善策を講じられたい。 (4) 印旛地区教育委員会連絡協議会の支出内容について(教育総務課、学務課) 印旛地区教育委員会連絡協議会に対して負担金を支出しているが、同協議会の決算報告書では毎年教職員人事対策費として内申事務に係る事務処理費用 140,000 円を支出している。県職員である教職員の人事作業は県固有の事務であり、人事作業に関する費用を同協議会で負担する理由は判然とせず、納得できる理由の提示がない状況にある。早急に事実関係を調査し、理由の開示について同協議会に強く要請されたい。 (5) 印旛地区小中学校校長会負担金について(指導課) 印旛地区小中学校校長会負担金については、従来から負担金支出の必要性を検討し、目的にそぐわない支出の是正を求めてきたところ、平成28年度決算から校長会の互助的組織と公益的組織の分離による透明化を図るとした改善意見があった。しかし、平成29年度印旛地区小中学校校長会の会計決算書では何らの改善措置が図られることなく、従来と同様の退職者への多額の記念品や餞別代として400万円弱が計上されていた。同会は市町の公的負担のみならず、会員の会費負担により収入が構成されていることから、一概に公費が退職者記念品等に充てられているとは断定できないが、互助的組織と公益的組織が混在していることから誤解を招きかねないこととなる。早急に会計単位を別とするとともに、経理区分の分離に当たっては、過去から同会が積み立ててきた積立金の帰属について、十分に吟味の上、適正な処理を図られるよう要請されたい。 (6) 印旛地区教育研究会第一部会小中学校音楽発表会の収支決算について(指導課) 印旛地区教育研究会第一部会小中学校音楽発表会に負担金を支出しているが、同会の収支決算では支出内容に全項目ラウンド数字である等の不審な点がみられた。出納簿を確認したところ、収支決算書との数値と不一致が認められ、収支決算書の集計が誤っていた。正確な収支決算書の作成及	しながら、見直しの検討を進めております。 (4) 印旛地区教育委員会連絡協議会の支出内容について(教育総務課、学務課) 教職員人事対策費として内申事務に係る事務処理費用を支出している理由を確認しましたところ、下記のとおり回答を得ました。 県職員である教職員の人事作業のうち、内申事務については、各市町教育委員会が行うべき事務となり、「県職員である教職員の人事作業は県固有の事務」であるというご指摘には当たらないものです。印旛地区の各教育委員会の内申事務の効率を鑑み、臨時の職員を雇用し、印旛地区9市町から拠出した負担金をもって雇用した臨時職員の人件費としております。 (5) 印旛地区小中学校校長会負担金について(指導課) 互助的組織と公益的組織を別にして会計管理、決算書の作成をするように印旛地区小中学校校長会会長に要請しました。また、積立金については、会費を充てていることを確認しました。現在は、負担金審議会へは、経理区分を分けた決算書を提出しているとのことであります。今後は、佐倉市に提出する決算書も同様のものを提出するように要請しました。 (6) 印旛地区教育研究会第一部会小中学校音楽発表会の収支決算について(指導課) 第一部会小中学校音楽研究部長へ、正確な収支決算書の作成をするように要請しました。また、収支内容のチェックのために、会計担当とは、別に会計監査の担当者を決め収支決算に誤りのないような確認体制を構築するように要請しております。今後は、このような誤りがないように再発防

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
び支出内容のチェックを徹底されたい。 (7) 学校給食費の未納について(指導課) 学校給食費の未納が平成29年度末現在、未納者数149人で4,323,328円、未納率0.6パーセントとなっている。給食費は提供する献立の食材の調達に充てられるものであるが、現状、食材への影響はないものの看過できない関心事である。児童手当からの徴収も可能であることから、早急に関係課と連携の上、未納額圧縮に努められたい。 (8) 佐倉市成人教育活動助成補助金について(社会教育課) 佐倉市成人教育活動助成補助金を佐倉市PTA連絡協議会に支出しているが、補助対象経費は同協議会のPTA活動の振興に寄与するために要する経費となっており、同協議会の年間経費全般が補助対象となっている。しかし、佐倉市成人教育活動助成補助金交付要綱第1条では趣旨として、社会教育法に基づく成人教育活動の推進を図るため、成人教育活動事業を行う同協議会に対し補助金を交付する旨定めているところである。同協議会は会則第2条の構成及び目的として、市内幼小中学校単位PTAの代表者で構成し、会員相互の親睦を図り、各PTA発展のため連絡、研究することを目的としているが、各年度の事業計画や活動報告を見ても、成人教育活動と呼べる明確な事業は見当たらない。 今後は、PTA活動経費に漫然と毎年補助金を交付することなく、事業成果を検証して必要性を見極められたい。 (9) 理科実験用薬品の管理について(井野中学校) 理科実験用薬品の管理について、管理台帳と現物の突合を実施したところ、薬品の管理状況はおおむね良好であった。 しかし、井野中学校では、塩酸1本について、平成29年10月18日以降、台帳に定期点検の記録がなかった。 今後は、正確な管理台帳の記載等適正な事務処理をされたい。 (10) 個人情報等が記載された文書の管理について(農政課、産業振興課、土木管理課、道路維持課、危機管理室、資産管理経営室) 市が保有する個人情報等が記載された文書の保	止に努めてまいります。 (7) 学校給食費の未納について(指導課) 児童手当からの申し出による徴収につきましては、関係各課の意見聴取及び他自治体の動向を踏まえて研究し、未納額の圧縮に努めてまいります。 (8) 佐倉市成人教育活動助成補助金について(社会教育課) PTA活動経費につきましては、事業成果を検証し、必要性を見極めていけるよう努めてまいります。 (9) 理科実験用薬品の管理について(井野中学校) 当該の薬品について、平成30年12月21日付で点検を行い、台帳に記録しました。改めて点検・記録したページのコピーについては指導課に提出しました。 今後、定期点検時に漏れがないよう、複数人で点検を行います。 (10) 個人情報等が記載された文書の管理について(農政課、産業振興課) 個人情報等が記載された文書の管理につつまし

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
管場所について施錠がされていなかった。個人情報情報の記載された文書の紛失、盗難等による個人情報流失のリスクに備えるため、施錠可能な保管場所を確保したうえで、施錠を徹底されたい。 また、市役所における施錠可能な文書保管場所の確保は資産管理経営室の所管であることから、全庁的に施錠可能な保管場所の整備に努められたい。	ては、施錠可能な保管場所を確保するとともに、施錠を徹底してまいります。 (土木管理課、道路維持課) 施錠可能な保管場所を確保し、施錠を徹底してまいります。 (危機管理室) 当室が保有する個人情報等が記載された文書につきましても、施錠可能な保管場所を確保し、施錠の徹底を図りました。 (資産管理経営室) 個人情報等が記載された文書につきましても、施錠可能な保管場所を確保いたしました。今後、施錠を徹底してまいります。 また、全庁的にも施錠可能な保管場所の確保に努めてまいります。
2 意見 (1) 内部統制制度の構築について (行政管理課) 平成29年の地方自治法改正により、平成32年4月から指定都市を除く市町村の内部統制構築が努力規定として盛り込まれ、早晚、ほとんどの自治体が首長の責任で構築が課されることとなる。全庁的な内部統制の構築に当たっては、業務マニュアルや手続きの可視化を図り、業務に潜むリスクを把握することが肝要であるが、その作業を全庁的に進めるためにも行政管理課が全ての所属の核となることが求められる。中期的な視点から、速やかに作業日程等を明確にし、組織体制の確立を図られたい。 (2) 臨時職員の雇用の在り方について (人事課) 従来からの市の正規職員の削減により、臨時職員が増加しているが、雇用形態は週2日又は3日の短時間勤務がほとんどである。このため、採用される臨時職員の数は多数に上っており、採用や人事管理にも相当な支障が生じている。また、短時間勤務であるがゆえに、臨時職員自身の社会保険や配偶者手当等諸手当にも影響することから、さらなる短時間勤務に移行する者も続出している。細切れな人事管理は効率的な事務執行に支障を及ぼしかねず、また、昨今の働き方改革にも逆行している。 多様な勤務を求める者に限って短時間勤務を認め、市側からの短時間勤務要請は極力避けるような雇用形態を検討されたい。	2 意見 (1) 内部統制制度の構築について (行政管理課) 内部統制体制の整備については、まずは、業務マニュアルの充実に努め、その後、都道府県や指定都市での導入実例を研究した上で、導入の是非や手法等について検討してまいります。 (2) 臨時職員の雇用の在り方について (人事課) 臨時・非常勤職員の勤務条件につきましては、管理所属において、職務の内容及び量並びに予算等（以下「職務内容等」という。）を踏まえ、適切に判断しているところですが、人事課といたしましては、管理所属に対し、職務内容等以外の理由で不合理に短時間勤務を要請することがないよう、注意喚起に努めてまいります。

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
(3) 市への受け入れ職員の配置の在り方について (人事課) 一部事務組合等他の公的機関から研修等の名目で派遣された者を市職員として受け入れて研修機会を与えている。しかし、研修実態は、受入れ時の研修目的と乖離した部署に配置し、研修項目とはおよそかけ離れた事務を担当させている現状にある。研修として受け入れる場合は、研修目的を考慮し、目的に沿った部署を選定し、当該部署に配置する必要性を担当課に確実に説明し、理解させたうえで配置し、さらに研修事績を記載させるなど研修効果を見極められたい。 (4) 指定管理者制度に対する評価制度について (資産管理経営室) 指定管理者制度導入事業での指定管理者選定に当たって、現在の運営形態は施設の担当課の意見が強く、民間のノウハウを施設運営に活かす指定管理者制度の本来の目的を果たしていない事例が見受けられる。また、指定管理者制度を導入したにもかかわらず、市職員の減員又は他部署への転用等効率的・効果的な成果を評価した事績もないことから指定管理者制度導入の成果も今一つ把握しきれていない状況にある。早急に、指定管理者制度導入の是非や業者選定の適否、さらには、導入による効果測定の制度を整備されたい。 (5) 小学校教室の学童保育所への転用について (教育総務課) 小学校の学校教室については、少子化により生徒数が減少し普通教室に余裕が生じるところ、特別教室への転用により、市内23小学校のいずれにも余裕教室が皆無となっている。その結果、放課後の学童保育所を学校外に求めざるを得ず、学童に負担を強いている現状にある。 今後は、特別教室への転用を抑制し、余裕教室を増やすことによって、学童保育所への転用を積極的に図るよう効果的な教室運用を検討されたい。 (6) 佐倉学事業について (社会教育課) 佐倉学事業として様々な事業を実施しているが、「佐倉学」の定義が曖昧で事業との関連付けが明確でないものが見受けられる。「佐倉学」の定義や位置づけを鮮明にして共通の認識のもと、事業施策を講じられたい。	(3) 市への受け入れ職員の配置の在り方について (人事課) 一部事務組合等の公的機関からの研修受け入れにつきましては、研修目的を考慮し目的に沿った研修部署を選定し配置いたします。また、研修部署にはその目的を十分に説明し、理解させたうえで配置することとし、今後も効果的な研修となるよう努めてまいります。 (4) 指定管理者制度に対する評価制度について (資産管理経営室) 指定管理者制度の運用にあたっては、施設の設置目的に基づく安定的かつ質の高いサービスが提供できるよう、指定管理者候補者の選定手続や導入効果の評価手法等について研究を進めてまいります。 (5) 小学校教室の学童保育所への転用について (教育総務課) 学校教室の学童保育所への転用につきましては、平成28年度は寺崎小学校、平成29年度は根郷小学校、佐倉東小学校及び染井野小学校において実施しております。引き続き、各学校の特別教室について使用状況を注視し、学校及び関係課と連携を図りながら、学童保育所への転用について検討してまいります。 (6) 佐倉学事業について (社会教育課) 佐倉学事業につきましては、定義や位置づけを検討し、共通認識のもと、事業施策を講じるよう努めてまいります。

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
(7) 調理室における調理器具の保管について(根郷公民館) 調理室では、利用者(グループ)の調理器具が保管されているが、公民館利用は広く市民に開かれたものとするべきであり、調理器具の保管の在り方について検討されたい。 (8) 魅力ある図書館づくりについて(佐倉図書館) 老朽化した佐倉図書館の建替えを核とした(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業が進行しているが、建替えだけでは現状の図書の活字離れをくい止めることは困難である。年々減少する図書の貸出し数の向上策として、中長期的な視点からソフト面を重視した魅力ある図書館づくりを講じられたい。 (9) 書籍の更新について(佐倉図書館) 佐倉図書館に所蔵する書籍の中に、改訂版が出版されているにもかかわらず、旧版がそのまま置かれている書籍が散見された。法律や制度改正によって改訂された書籍を、旧版であると知らずに市民が利用することによって不利益を被るおそれがあるので、購入書籍の選定に当たっては、最新版の書籍を優先するよう努められたい。 (10) 天井改修工事について(佐倉南図書館、資産管理経営室) 佐倉南図書館閲覧室の天井は、平成29年度の調査の結果、平成25年度に改正された建築基準法施行令により、特定天井に該当する吊り天井として、脱落防止措置が必要となったことが明らかとなった。 建築基準法の規定により、遡及適用はされず改修の期限はないとはいえ、利用者の安全を守るため、早急に天井改修工事に向けた準備に取りかけられたい。 (11) 改正民法への対応について(監査委員事務局)	(7) 調理室における調理器具の保管について(根郷公民館) 調理器具を保管している団体を対象に、毎年実施している「調理室利用者懇談会」において、保管棚の整理整頓作業と公民館利用についての説明を行い、広く市民が利用できる公平性の確保に努めてまいります。 (8) 魅力ある図書館づくりについて(佐倉図書館) 新しく整備する佐倉図書館につきましては、子育て相談や市史資料の保存等、複合施設の機能を活かして、子供たちを対象とした読み聞かせや、広く市民を対象とした読書を啓発する様々なイベントなど特色ある事業を展開し魅力ある図書館づくりを図ってまいります。 (9) 書籍の更新について(佐倉図書館) 新版の購入については必要性の高い方から優先的に選書してまいります。 また、情報が古い資料につきましては、書架から書庫に移行する等の措置を行ってまいります。 (10) 天井改修工事について(佐倉南図書館) 引き続き、資産管理経営室等関係所属と連携し、天井改修工事の実施に向け、準備を進めてまいります。 昨年度から天井改修工事の実施に向け、予算要求をしておりますので、今後も関係所属に工事の必要性への理解を求め、早期に利用者の安全を確保できるよう努めてまいります。 (資産管理経営室) 特定天井に該当する吊り天井の脱落防止の対策工事につきましては、順次取組みを進めているところです。 佐倉南図書館につきましても、施設等と連携し、早期に利用者の安全を確保できるよう努めてまいります。 (11) 改正民法への対応について(監査委員事務局)

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
平成２９年成立の改正民法が平成３２年４月から施行されることにより、市が保有する債権の管理が大きく変更することになり、市が作成する契約書案も相当数改定する必要があると予想される。監査事務執行に万全を期すため、改正民法について研修するなどし、近い将来のかかる事態に対応されたい。	監査事務執行に万全を期すよう、民法改正に関する研修会に参加するなどし、知識の習得に努めてまいります。